

福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）、広島県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱及び福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に基づき、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関（以下「金融機関等」という。）の親族住居用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）に対し補助金を交付し、移転事業の円滑な実施を図り、住民の生命の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、交付金要綱において使用する用語の例による。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（新・旧家屋平面図及び配置図、工事見積書）
- (2) 資金計画書（別記様式第2号）
- (3) 危険住宅の所有権を証する書類
- (4) 金融機関等の貸付契約書等の写し（補助金の交付の対象となる経費が危険住宅の除却等に要する経費のみの申請（以下「除却費等補助申請」という。）を除く。）
- (5) 危険住宅に代わる住宅を建設する場合は、当該建設を行う土地の所有権又は土地の利用に関する所有権以外の権利を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助対象者)

第4条の2 この要綱による補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業

補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。
（変更申請等）

第6条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた者（以下「移転実施者」という。）が当該決定を受けた事業の内容等を変更しようとするときは、速やかに福山市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認申請書（別記様式第5号）に変更事項を記載のうえ、市長に提出し承認を受けなければならない。

- 2 移転実施者は、前条第1項の規定による決定を受けた事業（前項の規定による承認があった場合は、当該承認を受けた変更後のもの。以下「交付決定事業」という。）を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに福山市がけ地近接等危険住宅移転事業取りやめ届（別記様式第6号）により、市長に届け出なければならない。
（事業着手届等）

第7条 移転実施者は、交付決定事業に着手しようとするときは、事業着手届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 移転実施者は、前項の規定による事業着手届に付した工期内に交付決定事業が完了することが困難となった場合は、遅滞なくその事由を付して市長に報告しその指示を受けなければならない。
（事業実施報告）

第8条 移転実施者は、交付決定事業が完了したときは、速やかに福山市がけ地近接等危険住宅移転事業実施報告書（別記様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（平面図、清算設計書、事業着手前及び完了写真）
- (2) 資金調達書（別記様式第9号）
- (3) 金融機関等の当該事業に係る貸付証明書（除却費等補助申請を除く。）
- (4) 支出証拠書類の写し
- (5) その他市長が認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、報告書の内容の審査及び現地調査等を行い、交付決定事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書（別記様式第10号）により移転実施者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた移転実施者は、福山市がけ地近接等危険住宅移

転事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 市長は、移転実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱、規則及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- （2） この要綱に基づき市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3） 金融機関等の貸付けの取消しがあったとき。
- （4） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （5） 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 前項の規定は、交付決定事業について第9条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第12号）により移転実施者に通知するものとする。

（返還命令）

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書（別記様式第13号）により補助金の返還を命じるものとする。

（指導監督）

第13条 市長は、移転実施者に対し、交付決定事業に関する報告を求め若しくは必要な指示を行い又は職員をして交付決定事業の実施について必要な検査をさせることができる。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和58年7月1日から施行し、昭和58年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和59年7月1日から施行し、昭和59年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和62年8月1日から施行し、昭和62年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和63年7月1日から施行し、昭和63年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成元年7月1日から施行し、平成元年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成3年5月1日から施行し、平成3年度の事業分から適用する。
 この要綱は、平成4年8月1日から施行し、平成4年度の事業分から適用する。
 この要綱は、平成6年7月1日から施行し、平成6年度の事業分から適用する。
 この要綱は、平成9年5月1日から施行し、平成9年度の事業分から適用する。
 この要綱は、平成10年4月8日から施行し、平成10年度の事業分から適用する。
 この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の事業分から適用する。
 この要綱は、平成16年5月1日から施行し、平成16年度の事業分から適用する。
 この要綱は、平成21年6月24日から施行し、平成21年度の事業分から適用する。
 この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年度の事業分から適用する。
 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の事業分から適用する。
 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度の事業分から適用する。
 この要綱は、令和元年11月27日から施行し、令和元年度の事業分から適用する。

別表（第3条関係）

	経費区分	補助限度額	補助事業の内容
移転に要する経費	危険住宅の除却等に要する経費 (除却費等)	1戸当たり975千円を限度とする。	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を補助する。
	危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費 (建物助成費)	1戸当たり4,210千円(建物3,250千円,土地960千円)を限度とする。ただし,特殊土壌地帯,地震防災対策強化地域,保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については,1戸当たり7,318千円(建物4,650千円,土地2,060千円,敷地造成608千円)を限度とする。	移転を行う者に対して,危険住宅に代わる住宅の建設または購入(土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関,その他の機関から借入れた場合において,当該借入額利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を補助する。